

委員会提出議案第1号

さぬき市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日

提出者 議会運営委員長 松岡善一

さぬき市議会委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市議会委員会条例（平成14年さぬき市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

委員会提出議案第2号

さぬき市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日

提出者 議会運営委員長 松岡善一

さぬき市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会政務調査費の交付に関する条例（平成15年さぬき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「同条第14項に規定する政務調査費（以下「政務調査費」という。）の交付」を「さぬき市議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として政務活動費を交付すること」に改める。

第2条の見出し中「政務調査費の」を削り、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市議会の議員」を「さぬき市議会の議員の職にある者」に改める。

第3条の見出し中「政務調査費の額」を「交付額」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「前3項の規定による政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により交付する場合は、この限りでない。

第4条を削る。

第5条の見出し中「政務調査費」を「議員でなくなった場合の政務活動費」に改め、同条第1項中「第3条第2項」を「前条第2項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「報告書」の次に「（以下「収支報告書」という。）」を加え、同項第1号中「政務調査費については、その」を削り、「受けた」の次に「政務活動費の」を加え、同項第2号中「政務調査費による支出については、規則」を「政務活動費を充てて支出した経費に係る別表」に改め、同条第2項中「前項の報告書」を「収支報告書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「領収書等の証拠書類」を「領収書又はこれに準ずる書類」に改め、同条第3項中「第1項の報告書」を「収支報告書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活

動費」に、「第1項の報告書」を「収支報告書」に、「同項の報告書」を「収支報告書」に、「当該報告書」を「当該収支報告書」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条中「前条」を「第6条第1項」に、「報告書」を「収支報告書」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書に基づき、必要に応じて調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(政務活動費の返還)

第7条 議員は、一の年度において交付を受けた政務活動費の総額から第5条の規定に基づき当該年度に支出した経費の総額を控除して残余が生じた場合は、当該残余の金額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条、第6条関係)

経費の区分	経費の範囲
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさぬき市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさぬき市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

委員会提出議案第3号

さぬき市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日

提出者 議会運営委員長 松岡善一

さぬき市議会会議規則の一部を改正する規則

さぬき市議会会議規則（平成14年さぬき市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条—第82条）」を
「第9節 公聴人及び参考人（第78条—第84条）」

第10節 会議録（85条—第89条）」に、

「第83条—第87条」を「第90条—第94条」に、「第88条—第104条」を「第95条—第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条—第118条」を「第114条—第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条—第131条」を「第128条—第138条」に、「第132条—第139条」を「第139条—第146条」に、「第140条—第144条」を「第147条—第151条」に、「第145条—第153条」を「第152条—第160条」に、「第154条—第159条」を「第161条—第166条」に、「第160条」を「第167条」に、「第161条」を「第168条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第135条」を「第142条」に改める。

第161条を第168条とし、第155条から第160条までを7条ずつ繰り下げる。

第154条第2項ただし書中「第106条第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第161条とする。

第153条を第160条とし、第147条から第152条までを7条ずつ繰り下げる。

第146条第1項中「えり巻」を「襟巻」に、「かさ」を「傘」に改め、同条第2項中「及びポケットベル」を「等の通信機器」に、「切り使用しないものとする」を「切り、又は音を発生させない措置を採らなければならない」に改め、同条を第153条とする。

第145条を第152条とし、第121条から第144条までを7条ずつ繰り下げる。

第120条中「第1章」を「前章」に改め、同条を第127条とする。

第119条を第126条とし、第99条から第118条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第78条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴人及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなくてはならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。